債権者の皆様へ

同封の福岡地方裁判所からの通知書記載のとおり、ウイスコに対しては破産開始決定がなされ、当職が破産管財人に選任されました。今後、当職は裁判所の監督のもと、破産者ウイスコの全資産を金銭換価するとともに、併せて破産者が破産に至った経緯の調査や、その間、不正行為がなかったかなどについても調査いたします。

これには、相当期間(6か月程度を目途としています)を要することが予測され、この間、債権者の皆様にはご疑問に思われることもあり、その問題をどのようにして対処していいのかご不安に思われることも多いかと存じます。

そこで、以下にご疑問に思われそうな事項を想定して、Q & A を作成いたしましたのでご参考にしていただければ幸いです。

ウィスコ株式会社　破産管財人　弁護士　中　山　栄　治

破産手続に関するご質問

Q1　破産手続とはどのような手続きですか。

A1　支払不能または債務超過の状態にある債務者につき、裁判所の監督のもとですべての資産を換価・現金化してすべての債権者(但し、債権には公租公課、労働債権、一般破産債権というように法律上優先順位があります)に対し、公平に分配するための手続です。

ウイスコは平成26年3月20日付で福岡地方裁判所に自己破産の申し立てを行い、同年5月7日午後4時に破産手続開始決定がなされました。

Q2　裁判所から選任された破産管財人の立場はどのようなものですか。

A2　破産管財人は裁判所の監督のもと、破産者と利害関係がない公平・中立な立場で破産者の資産の換価・処分(現金化すること)を行い、債権者への配当が可能な場合には債権調査のうえで配当手続による弁済業務等を行います。

また、独自の立場で債務者が破産に至った経緯について調査を行います。その結果、破産者に不正行為があれば、その事実を裁判所や債権者に報告します。

Q3　裁判所から「破産手続開始通知書」が届きましたが、今後どうすればいいですか。

A3　今は裁判所に対して何もする必要はありません。というのも本破産事件の申し立て時の状況からして、破産者にはさしたる資産も残されてはいません。

その一方で、弁済に当たって一般の破産債権よりも優先権を有する公租公課の額が1億円近くに上っており、現時点では一般の債権者に対する配当は極めて困難な状況になっています。もし、仮に一般破産債権への配当の目途が立った時には、裁判所から連絡がありますので、その時に債権届出書の提出をしていただくことになります。

Q4　債権者集会は開催されないのですか。

A4　現在のところ裁判所による債権者集会(財産状況報告集会)が開催される予定はあり

ません。債権者に対して、今後の進捗状況につきましては、必要に応じ、破産管財人から郵便書面による報告をさせていただく予定です。これは、現在のところ破産開始決定から6か月程度先を目途としています。

Q5　私は商品である鍋のセットをウイスコに預けていたのですが、これは返してもらえないのでしょうか。返してもらえないとするなら支払った代金を返してもらえますか。

A5　破産者がお客様から、預かっていた鍋などは商品として転売されており、破産管財人が引き継いだ破産者の資産には、まったく存在しない状態です。

従って、残念ながら今後、鍋などの商品を返還することはできません。鍋などを返せという権利は、法的には当該鍋などの代金相当額についての損害賠償請求権に変じておりますので、当該損害賠償請求権を有する一般破産債権者としての地位を有することになります。　現時点では、一般の債権者に対する配当は極めて困難な状況になっています。もし、仮に一般破産債権への配当の見込みが立った時には、裁判所から連絡がありますので、その時に債権届出書の提出をしていただくことになります。

仮に、配当することができない場合には、残念ながら何等の支払いも受けることができないこととなります。

Q6　私はウイスコに対する代金支払いについてクレジットを利用していました。鍋を受け取っていないのですから、クレジットの支払をする理由がないと思うのですが、どうすればいいですか。

A6　法律上、商品の引き渡しのないことを理由とする代金支払拒絶はクレジット会社に対して主張することができる場合とできない場合とがありますので、あなたの立場で相談に乗ってくれる弁護士に相談依頼してみてください。各市町村、法テラス、弁護士会の無料相談会がないか確認してみてはいかがでしょうか。

Q7　鍋などが引き渡されないことは当初から私たちを騙していたということであり、詐欺にならないでしょうか。

A7　損害賠償請求といった民事とは別に、刑事手続上、会社担当者を詐欺罪若しくは業務上横領罪として責任追及できる可能性があります。この点についても、あなたの立場で行動してくれる弁護士や最寄りの警察署に相談してみてはいかがでしょうか。

Q8　私はウイスコの鍋を利用していますが、今後鍋の取っ手を交換してもらったりとかのアフターケアはどうなりますか。

A8　最終的にウイスコという会社が破産手続きにより精算され法律上は存在しなくなってしまう以上、残念ながら他社をご紹介することを含め、こちらで対応することは全くできない状況です。

以　上